

長崎大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成27年4月1日

学 長 裁 定

改正 令和4年3月29日

長崎大学（以下「本学」という。）は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するという理念の下、様々な研究活動等を行っている。

これらの研究の大部分は、公的研究費によって行われ、その原資は貴重な税金であり、社会の信頼と負託によって支えられている。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費の管理については大学の責任において適正に行わなければならない。

本学は、公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定める。

1. 不正使用防止対策に関する役割と責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限や使用ルールを明確化するとともに、不正防止に関するコンプライアンス教育や啓発活動を実施することで、不正使用防止に向けた関係者の意識の向上と浸透を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、チェック機能が有効に働く確認体制を構築し、公的研究費の適正な運営及び管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備する。